平成２６年（フ）第２９５号
愛知県北名古屋市九之坪宮浦44番地
債務者　早川　誠二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５１号
名古屋市中川区高畑２丁目119番地　ハイユニメント高畑101号、従前の住所名古屋市中村区横前町512番地　ハイツ雅101号
債務者　五十嵐百合子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県嘉麻市山野2167番地９
債務者　松山　明子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第７８号
北九州市門司区下馬寄16番12―904号
債務者　古閑　桂二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９１号
宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅３棟７号
債務者　中原　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９５号
北九州市八幡東区枝光１丁目４番15号
債務者　長谷川千尋
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２号
山口市平井567番地20　原アパート111号、前住所山口市朝倉町６番61号　ベルクハイム103号
債務者　山本　新吾
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
北九州市八幡西区楠北３丁目８番４号
債務者　大翔塗装こと　宮脇　翔大（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８７号
北九州市小倉北区篠崎３丁目12番12―203号
債務者　大石吉泰こと　金　　吉泰
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１２号
愛知県瀬戸市原山台２丁目１番101号、従前の住所愛知県日進市五色園４丁目1313番地
債務者　刑部　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１５号
愛知県あま市篠田東苗田１番地３
債務者　米村　伸二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号
愛知県春日井市八事町２丁目128番地
債務者　嶋田　洋一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６号
愛知県春日井市八事町２丁目128番地
債務者　嶋田　賢治
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９０号
愛知県清須市西市場１丁目10番地24
債務者　とも銀こと　小柳津智洋
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市戸祭２丁目８番１号　和尚塚市営住宅44号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市峰町603番地１　高光ハイツ107
債務者　藤井　浩史
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６号
岐阜県可児市土田2548番地213　ハートフルマンションカンパーニュ201、前住所名古屋市港区港陽３丁目10番15号　宝マンション築地口403号
債務者　森　信一郎
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部